



主な内容

- ② 新型コロナウイルスワクチン 4 回目接種
- ④ 台風・豪雨に備えて あらためて確認しましょう
- ⑤ 大ヒット!? 映画「電車を止めるな!」が清瀬に来る!
- ⑤ 「バーチャルひまわりフェスティバル」を開催!

発行：清瀬市 編集：企画部シティプロモーション課 〒204-8511 清瀬市中里五丁目842 ☎042-492-5111 (代表) FAX 042-492-2415 メール：kouhou@city.kiyose.lg.jp

## 夏休みに入る前に、防犯対策と交通ルールについて家族で話し合おう!



### 防犯対策

おさんたちが楽しみにしている夏休みがいよいよ始まります。夏休み中は、外出する機会が増えるため、犯罪に巻き込まれる危険性も高まります。家庭内でおさんと話し合い、約束事を決めましょう。☎防災防犯課防災防犯係☎042-497-1848

#### ■子どものみんなへ 守ろう! 4つの約束

- ◆知らない人にはついていかない。  
知らない人の車に乗らない。



「〇〇駅までの行き方がわからないから一緒にきて」、「お菓子を買ってあげるから一緒に遊ばない?」などとさそわれてもいっさい相手にしないでください。知らない人についていたり、知らない人の車に乗ったりするのは絶対にやめましょう。

- ◆どこで誰と遊び、何時に帰るか伝える。  
変な車や人を見たら注意する。



どこで遊ぶか、誰と遊ぶ(勉強する)か、何時ごろ帰るかを言ってから出かけましょう。時間になっても帰らないとき、おとなが探しやすくなります。

- ◆危なくなったら大声で叫ぶ。  
こわいと思ったらすぐにげる。



危ないな、こわいなと感じたら、「たすけて!」と大きな声で叫んだり、防犯ブザーを鳴らして周りの人に知らせましょう。周りに人がいないときはすぐに逃げましょう。

- ◆1人では遊ばない。



お父さん、お母さんなどおとなが見ている場所か、学校のお友達などと何人かで遊ぶようにしましょう。公衆トイレなどでひとりになるときは防犯ブザーを持ち危険にそなえましょう。

#### ■保護者の方へ「お子さんを犯罪や事故から守るために」

- ◆保護者の方はお子さんの行動を常に見守ってください

お子さんが巻き込まれる犯罪は、野外での1人遊び、人目のつきにくい駐車場、木や建物などで見通しが悪い公園などで多発するのが特徴です。家庭の周辺で危険な所がないか、常にお子さんと一緒に考えて、犯罪や事故を未然に防いでください。

- ◆「メール一斉配信サービス」をご利用ください

市内における防犯・防災情報やイベントに関する情報を、あらかじめメールアドレスを登録した方に配信するサービスです。ぜひご利用ください。登録方法は市ホームページをご確認ください(右記QRコード参照)。



詳しくはこちら

☎DX推進課DX推進係☎042-497-1845

### 交通ルール

自転車を使用する機会が増える夏休みの前に、交通ルールを見直しましょう。安全な自転車の乗り方などのルールの他、歩行する際の注意点も話し合い、自転車に乗る人も歩く人も、気持ちよく通行できるよう心がけましょう。☎道路交通課交通安全係☎042-497-2096

#### ■「ながらスマホ」は絶対にダメ!

- ◆自転車は道路交通法違反に!

スマートフォンなどを使用・操作しながらの自転車運転は違反(道路交通法第71条)です! 自転車の「ながらスマホ」は、周囲の状況が把握できず、交通事故に直結する大変危険な行為です。



- ◆歩行者でも危険!

歩行中でスマートフォンなどの操作に夢中になると周囲の状況が分からず、接触事故などによりけがをする可能性が高くなります。また、相手にけがをさせた場合、過失傷害罪(30万円以下の罰金または科料)に問われる可能性もあります。



#### ■自転車を利用する皆さんへ 自転車利用中の対人事故に備える保険等への加入義務

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車利用中の事故で、他人にけがをさせた場合などのために損害賠償保険等への加入が義務付けられています。お子さんが起こした事故であっても保護者に賠償責任が生じることがありますので、保険等には必ず加入してください。

補償の範囲などによりさまざまな保険があるため、ご家族の生活や自転車の利用状況などに合わせて検討しましょう。代表的な保険を以下のとおり紹介します。

- ◆TSマーク付帯保険

自転車安全整備士がいる自転車販売店で自転車の点検整備を受けると、車体に「TSマーク」というシールが貼られます。点検日から1年以内の「TSマーク」には、自分で転んでしまいケガをした場合などに支払われる「傷害保険」と、他人にケガ等をさせた場合などに支払われる「賠償責任保険」が付いています。有効期間内に点検整備を受けて更新するようにしましょう。



- ◆保険会社の保険

自転車保険のほかに、自動車保険や火災保険などの特約として付けられるサービスがあります。

- ◆その他の保険

一部のコンビニエンスストアや携帯電話会社などで加入できます。また、クレジットカード契約に付けられるサービスもあります。

#### ■知っていますか? 自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る(飲酒運転・2人乗り・並進の禁止、夜間はライトを点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認)
- 5 子どもはヘルメットを着用



自転車の所有者には、防犯登録が義務付けられています。必ず防犯登録をしてください。

